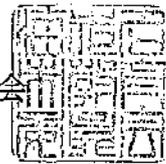




海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月6日

海老名市教育委員会



教育長

伊藤文康

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等の一部
を改正する規則

(海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正)

第1条 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則(昭和46年
教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1 就学支援課の部就学支援係の項第7号中「教職員の」の次に「業務量管
理、」を加え、同表教育支援課の部支援係の項第1号を次のように改める。

- (1) フルインクルーシブ教育(全ての児童生徒が、小中学校においてともに学
べる環境の実現を目指す取組であって、児童生徒指導、特別支援教育、不登
校支援等をいう。)に関する事。

別表第1 教育支援課の部支援係の項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

(海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第2条 海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和49年
教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を第17号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、
第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和4
6年法律第77号)第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施
計画に関する事。

(海老名市学校運営協議会規則の一部改正)

第3条 海老名市学校運営協議会規則(平成28年教委規則第3号)の一部を次のよ
うに改正する。

第4条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、
同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和4
6年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実

施に関する基本方針

第9条第1項中「の委員」の次に「（以下「委員」という。）」を、「とし、」の次に「対象学校の校長のほか」を加え、同項第4号を削り、同項第5号中「教職員」を「教頭、教員その他の職員」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第14条に次の2項を加える。

- 4 前項の議事について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 対象学校の校長及び教頭、教員その他の職員は、委員として第4条第1項に規定する基本方針の承認に係る議決に加わることができない。

附 則

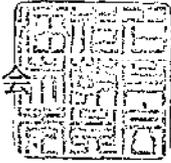
この規則は、令和8年4月1日から施行する。



海老名市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月6日

海老名市教育委員会



教育長

伊藤文康

海老名市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

海老名市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則（昭和54年
教委規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

第1条の2を削る。

第2条第1号中「居住」を「居住し、」に改める。

第4条第1項中「（夜間照明施設等を使用しようとする者を除く。）は、学校体育
施設使用登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）を教育委員会に提
出しなければならない」を「は、教育委員会に団体の登録（以下単に「登録」とい
う。）の申請をしなければならない」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「登
録申請があった場合」を「前項の登録の申請があったとき」に、「申請者」を「当該
申請をした者」に、「学校体育施設使用登録証を交付する」を「適当と認めるときは
登録を行う」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、夜間照明施設を有する屋外運動場の使用に係る登録
を市長から受けた者については、前項の登録を受けた者とみなす。

第4条第5項中「登録の」を「屋内運動場の使用に係る登録の」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

（使用申請）

第6条 第4条第1項の登録を受けた者（同条第3項の規定により同条第1項の登録
を受けたとみなされた者を含む。）は、学校体育施設を使用しようとするときは、
別表第3の左欄に掲げる開放施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める申請
期限までに、教育委員会に申請しなければならない。

（使用許可）

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、適
当と認めるときは許可する。この場合において、屋内運動場の使用に係る許可にあ

っては、その旨を当該許可に係る開放学校の校長に通知する。

2 教育委員会は、前項の規定による許可を行った後、学校教育その他の公用による使用の必要が生じたときは、当該許可を取り消し、又は当該許可の内容を変更することができる。

第9条中「学校体育施設使用登録証の交付を受けた者」を「第4条第1項の登録を受けた者（同条第3項の規定により同条第1項の登録を受けたとみなされた者を含む。）に改め、同条各号中「とき。」を「場合」に改める。

第10条第1項中「学校体育施設使用料減免申請書（第3号様式）を市長に提出」を「市長に申請」に改め、同条第2項中「次の各号に」の次に「掲げる場合の区分に応じ、当該各号」を加え、同項各号中「とき。」を「場合」に改める。

第11条第1項中「第6条第3項」を「第6条第3項ただし書」に、「ものは、学校体育施設使用料還付申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない」を「者は、市長に申請しなければならない」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える

別表第3（第6条関係）

開放施設	申請期限
夜間照明施設を有する屋外運動場	使用しようとする日の前日
屋内運動場	使用しようとする日の7日前の日（当該7日前の日が海老名市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）

第1号様式から第4号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。